

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月14日

基礎情報

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 都道府県・市名 | 福岡県・柳川市（やながわし） |
| 合併期日 | 平成17年3月21日 |
| 合併形式 | 新設合併 |
| 住所（旧市町村名も記載） | 福岡県柳川市本町87番地1（旧柳川市） |
| 人口（合併直近の国調） | 77,612人 |
| 面積 | 76.90 km ² |
| 議員定数 | 24人（在任特例期間は53人、在任期間終了後の最初の選挙は30人） |
| 関係市町村名 | 柳川市、大和町、三橋町 |

関係市町村合併直前の状況

| 関係市町村 | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|--------|----------------------|--------|----------|
| 関係市町村 | 柳川市 | 41,815 | 37.23 | 21 | 21.6 |
| | 大和町 | 17,343 | 22.78 | 16 | 20.6 |
| | 三橋町 | 18,454 | 16.89 | 16 | 19.7 |
| 合計 | - | 77,612 | 76.90 | 53 | - |

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

| 関係市町村 | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|------------|-----------|-----------|------------|-------|
| | | | 地方税（千円） | 地方交付税（千円） | | |
| 関係市町村 | 柳川市 | 14,849,126 | 3,063,779 | 4,720,402 | | 0.408 |
| | 大和町 | 6,888,106 | 1,075,136 | 2,208,739 | 産炭 | 0.359 |
| | 三橋町 | 5,762,372 | 1,628,194 | 1,589,454 | | 0.513 |
| 合計 | - | 27,499,604 | 5,767,109 | 8,518,595 | - | - |

合併の概要

| | | |
|----------------|--|------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日：平成15年10月1日 | 解散年月日：平成17年3月20日 |
| 内容 | 協議会名：柳川市・大和町・三橋町合併協議会 開催数：18回 委員：25人 協定項目：40項目 「新市名称・事務所の位置小委員会」及び「議会議員及び農業委員の任期等小委員会」を設置 | |
| 住民発議について | 無 | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：10年（平成17年度～平成26年度） | |
| 基本計画の主要項目 | 地域特性を生かした活力ある産業づくり 豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり 魅力と個性ある教育・文化づくり 協働による住民主役のまちづくり | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | 条例上の事務所の位置は柳川庁舎に置き、大和庁舎には農水産部門、三橋庁舎には教育委員会を配置 | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 | 回答 2 |
| 議会の議員の定数に関する特例 | 無 | 有の場合： - 名 |
| 議会の議員の在任に関する特例 | 有 | 有の場合： 1年7ヶ月 |
| 議会の議員の報酬額 | 月額：38.8万円（旧柳川市議） 月額：25.9万円（旧大和・三橋町議） | |
| 地域審議会の設置について | 有 | |
| 内容 | 1 旧市町ごとに地域審議会を設置（3箇所） 2 設置期間：合併の日から平成27年3月31日まで 3 事務 ・新市建設計画の変更に関する事項 ・新市建設計画の執行状況に関する事項 ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項 4 組織 審議会ごとに15人以内（設置区域に住所を有する者） 5 任期 2年（再任可） | |
| 地方税に関する特例 | 有 | |
| 内容 | 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用。（旧柳川市1.6%、旧大和町、三橋町1.4%） | |
| 合併特例債発行限度額（億円） | 起債可能額：274億円 | |

その他

| | |
|---------|---|
| 協議された事項 | <p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <p>合併の方式：新設合併 合併の期日：平成17年3月21日 新市の名称：柳川市 新市の事務所の位置：現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1） ・将来の新市の事務所の位置については、地理的な中心部を念頭に検討 財産及び債務の取扱い：すべて新市に引き継ぐ。 地域審議会の設置：柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置 議会議員の定数及び任期の取扱い：在任特例を適用し、合併の日から1年7ヵ月間在任 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い：在任特例を適用し、合併後、1年間在任 地方税の取扱い：固定資産税は、特例を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用し、その他の税は統一 町・字の名称については、「大字（従来の名称）」中「大字」を削除</p> <p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>特になし</p> |
|---------|---|